

## 業 務 等 質 問 回 答 書

提出日： 令和8年3月4日

発注機関名	産業労働部労働雇用課	公 告 日	令和8年2月18日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和8年度女性リーダー創出プロジェクト事業 長野県内		
質問書提出者	所 在 地	長野市大字中御所岡田178番地2 長野ターミナル会館2階	
	商号又は名称	八十二スタッフサービス(株)	
	電 話	026-227-3433	
	担当者所属・氏名	浦原 晴美	
質問内容	<p>(1) 禁止該当性の再確認 当社が従来行ってきた「片手型(片面型)」のスキームに基づき、提携紹介会社が求人企業から受領した紹介手数料の一部を、当社が情報提供手数料として按分受領する行為は、当該条項の禁止事項に該当し、受領不可との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(2) 契約形態を変更した場合の可否 求人企業に対し、当社と提携先紹介会社がそれぞれ直接に手数料を請求・受領する契約形態(各社が求人企業から自ら受領する方式)に改めた場合、当社が求人企業から受領する紹介手数料は、当該条項の禁止対象には当たらず、受領可能と考えて差支えないでしょうか。</p> <p>(3) 片手型スキームの“読み替え”の可能性(求人企業の事務負担配慮) 上記(2)が可能だと考えられる場合、求人企業側の事務負担(支払窓口が複数になることによる経理の煩雑化)を避ける観点から、求人企業→提携先紹介会社への一括支払いとしつつ、当社が入口で提供した役務に応じた対価を、適正に受領できる運用(例:仕様上の例外または解釈の明示)について、一定の読み替えの余地をご検討いただくことは可能でしょうか。</p>		

回答日： 令和8年3月10日

回 答	<p>本事業は、県内企業の意味決定層への女性登用に向けた気運醸成、企業の潜在的な登用ニーズの掘り起こし及び候補者とのマッチングにつなげるための支援を目的として実施するものであり、受託者に主に期待する「企業ニーズの掘り起こし・気運醸成」に係る人件費等の費用は、県の委託費で措置するところです。</p> <p>一方、企業ニーズの掘り起こし以降の求人票作成・要件定義等の業務に関し発生する対価(費用)については、本仕様書(案)において委託費に含めてないため、貴社が当該部分に係る費用に相当する手数料を、候補者の探索・紹介依頼先たる提携紹介会社から受領する余地はあるものと考えます。</p>
-----	---